

京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川大作

京都市規則第136号

京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会規則の一部を改正する規則

京都市市民協働発電制度運営主体選定委員会規則の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「，委員」を「，委員及び議事に関係がある特別委員（以下「委員等」という。）」に改め，同条第4項中「委員の」を「委員等の」に改め，同条第5項中「，委員」を「，委員等」に改める。

附 則

この規則は，公布の日から施行する。

（環境政策局地球温暖化対策室）